

## 鳥取県告示第259号

鳥取市が行う土地改良事業（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業梶掛地区水路整備）の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成23年4月26日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 2 縦覧に供する期間  
平成23年4月26日から同年5月16日まで
- 3 縦覧に供する場所  
鳥取市役所
- 4 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に鳥取県東部総合事務所長に申し出ること。